

原告準備書面(4) まとめ

弁護団事務局長 菅 澤 紀 生

原告準備書面(4)は、国会事故調報告書のうち、耐震設計審査指針及びバックチェックの不備についての以下のような記載を引用して、泊原発も北電側から具体的な耐震安全性を確保していることの主張立証がない限り、危険な状態であることを主張しました。

東電及び保安院が耐震安全性を評価した施設は、原子炉建屋のほかは、原子炉を「止める」「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」に係る安全上重要なSクラスの設備のうち7設備(原子炉圧力容器、原子炉格納容器、炉心支持構造物、残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系配管、主蒸気系配管及び制御棒(挿入性))にすぎない。しかも、それぞれの設備の評価対象部位は限られている。対象設備が限定されている点で耐震バックチェックとしては不十分なもので、5号機全体の耐震安全性が確認されたとはい到底言えない。

3・11発生直前における福島第一原発の各号機は、「止める・冷やす・閉じ込める」という安全機能にとって重要な機器・配管系全体が、最大加速度600ガルの基準地震動Ssに耐えられる状態に

あったとは保証できない。2006年以降に施されるべき大量の耐震補強がほとんど実施されていないことが事実には照らせば、むしろSレベルの地震動には耐えられない状態であった可能性の方が高いことを否定できない。

老朽化も考慮すれば、耐震重要度分類がBやCの箇所ではなおいっそう、旧指針による基準地震動S2(最大加速度370ガル)や、建設当初の機能保持検討用地震動(最大加速度265ガル)に対してさえ十分な強度を保持していなかった疑いすらある。

そして国会事故調報告書は、「このような状況は、決して福島第一原発のみの特殊事情ではなく、旧指針策定前に設置許可された全国の21商業発電用原子炉に共通の問題だと思われる。さらに、新指針に対するバックチェックと耐震補強の不備に関しては、その有無を全原発について徹底的に調査する必要があるだろう。」と全国の原発の危険性を訴え、耐震審査指針及びバックチェックの不備の報告を締めくくっています。このことは、原告らが訴状で主張したことに同趣旨です。すなわち、耐震設計審査指針は安全

を保つ指針とはなり得ておらず、安全性の根拠としては無効です。同指針を根拠に設計、検査されている日本の全ての原発は、日本中どこで起こるかかわらない巨大地震に対応できず、日本国民の生命・身体に具体的危険を及ぼす存在となっているのです。

これに加え、保安院において指摘された活断層の連動の問題があります。北電は、従来、FBI2断層(断層長さ101km、震央距離85km)、マグニチュード8・2が最大の地震であると想定してきましたが、それより泊原発に近いFBI10と黒松内低地断層帯と八雲断層の連動の問題を保安院が指摘し、北電は、総延長162kmの活断層の地震動を評価しなければならなくなりました。

北電に対しては、このように大きく前提が異なるに至った状態で、どのような根拠、計算過程において、耐震性が保たれているといえるのか、明らかにするよう求めています。

その上で、原告らが訴状において主張している泊原発から15kmほどしか離れていない海底活断層の問題を次回以降、具体的に主張していきます。北電から示される計算過程に、この海底活断層の情報を入力すれば、とても耐震性が保たれているということとはできなくなるでしょう。